

名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給制度要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、住宅の断熱改修工事を住宅金融支援機構のグリーンリフォームローンSの借入れによって実施する者に対し、市が予算の範囲内において利子補給を行うことで、借入れの金利負担を軽減することにより、断熱改修工事を実施できるよう支援し、住居のエネルギー消費性能の向上を図ることで、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

2 前項の利子補給については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機構 独立行政法人住宅金融支援機構をいう。
- (2) 融資 機構の「グリーンリフォームローンS」による融資をいう。
- (3) 適合証明書 適合証明検査機関の発行する「住宅改良工事適合証明書」をいう。

(利子補給)

第3条 市長は、機構から断熱改修工事を行うための融資を受けた者に対して、予算の範囲内において当該融資に係る利子補給を行う。

(利子補給の対象)

第4条 利子補給の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 融資の契約者と利子補給を申込む者が同一であること。
- (2) 融資の対象となる住居が名古屋市内に所在していること。

(利子補給額)

第5条 利子補給額は、融資契約における元金、年利率及び償還期間により算出された利子額に対して行う。ただし、利子補給の上限は以下の金利分までとする。

- (1) 高齢者向け返済特例を利用しない場合は、借入申込時点の新機構団信の利率分までとする。なお、借入の利率が新機構団信の利率を上回る場合は、借入申込時点の新機構団信の利率分が低利になるように計算した額とする。
 - (2) 高齢者向け返済特例を利用する場合は、借入申込時点におけるその利率分までとする。
- 2 前項の規定により算出された額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(利子補給期間)

第6条 利子補給期間は、融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長10年間とする。

- 2 融資の返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとする。
- 3 融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月までとする。

(資格申請)

第7条 利子補給を受けようとする者は、機構から融資承認通知書が送付された後、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給資格申請書(第1号様式)に、次の各号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 融資承認通知書の写し
 - (2) 機構に申し込んだ融資の申込書の写し
 - (3) 施工業者から徴取した工事見積書の写し
- 2 前項の申請書の提出期限は、当該利子補給申請にかかる工事完了の日とする。

(資格決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、第4条に規定する要件及び融資の内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請を行った者を利子補給の対象となる者(以下「利子補給対象者」という。)として資格決定する。

- 2 市長は、前条第1項による申請に対する審査の結果を、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給資格決定・却下通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 利子補給金の交付の申請をしようとする利子補給対象者は、次項各号の期日までに、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請書(第3号様式)に、第3項に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項に定める申請書の提出期限は、次のとおりとする。
 - (1) 利子補給金交付初年度
金銭消費貸借契約に基づき利子を最初に支払う前
 - (2) (1)の翌年度以降の年度
利子補給金交付対象年度の4月1日
- 3 第1項に定める申請書に添付する書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 金銭消費貸借契約書の写し(初年度のみ)
 - (2) 償還予定表の写し等(ただし、前項第1号の期限までに申請者に届いていない場合は、受領後に速やかに提出すること)

(3) 適合証明書の写し(初年度のみ)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をする。

2 市長は前項の規定による審査の結果を、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付・不交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第11条 前条第1項に規定する交付決定を受けた後に申請した内容に変更が生じたときは、変更事由の発生した日から30日以内もしくは変更事由の発生した年度の3月末日のどちらか早い日までに、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請事項変更申請書(第5号様式)に変更の内容を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の変更を決定した場合は、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請事項変更決定通知書(第6号様式)により、対象者に通知するものとする。

(利子償還分の実績報告)

第13条 第10条第1項の規定により交付決定を受けた利子補給対象者(以下「交付決定者」という。)は、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金の交付決定のあった日の属する年度内すべての償還分について、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給実績報告書(第7号様式)に、次の各号の書類を添えて、請求の対象年度の最後の償還をした月の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 返済したことが確認できる通帳の写し等の書類

(2) 償還予定表の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(利子補給額の決定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、交付すべき利子補給額を確定し、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金額確定通知書(第8号様式)により、交付決定者に対して通知するものと

する。

(利子補給金の請求及び支払い)

第15条 交付決定者は、前条に規定する通知の後、名古屋市グリーンリフォームローンS
融資利子補給金請求書(第9号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求の後、交付決定者に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定に
よる交付決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 申請内容に偽りがあったとき。

(2) 機構から融資の契約解除が行われたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(利子補給金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消したときは、交付した
利子補給金の全部又は一部を返還させるものとする。

(報告及び調査)

第18条 市長は、利子補給に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な
事項について報告を求めるとともに調査することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、利子補給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給資格申請書

年 月 日

名古屋市長 様

名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給制度要綱第 7 条第 1 項の規定により
次のとおり申請します。

申 請 者 住 所	郵便番号	電話	()
(フリガナ) 申 請 者 氏 名			
対象の住宅の所在地	名古屋市		
機 構 へ の ロ ー ン 申 込 日	年 月 日		
融 資 予 定 金 額	円		
償 還 方 法	元 利 均 等 / 元 金 均 等		
利 率	%		
償 還 回 数	回		
融 資 実 行 予 定 日	年 月 日		

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給資格決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給資格について、次のとおり決定したので、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給制度要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

1 資格決定	
住 所	
氏 名	
対 象 の 住 宅 の 所 在 地	名古屋市
2 却下	
理 由	

第3号様式（第9条関係）

名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

次のとおり利子補給を受けたいので、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給制度要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 申請内容

借 入 金 額	円		
契 約 締 結 日	年 月 日	償 還 年 数	年
対 象 償 還 期 間	年 月分から 年 月まで		
対 象 償 還 期 間 の 利 子 補 給 額	円		

3 添付書類

- ・金銭消費貸借契約書の写し
- ・償還予定表の写し等（ただし、本条第2項第1号の期限までに申請者に届いていない場合は、受領後に速やかに提出すること）
- ・その他市長が必要と認める書類

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給金の交付について、次のとおり決定したので、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給制度要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

1 対象物件	
所 在 地	名古屋市
2 交付決定	
利 子 補 給 期 間	年 月から 年 月まで
利 子 補 給 金 額 ※	円
3 不交付決定	
理 由	
備 考	

※初年度において、償還予定表により利子額が確認できない場合は概算の金額となります。
また、期間中に繰上返済等を行った場合等、実際の利子補給額とは異なる場合があります。

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給金交付申請事項変更申請書
年 月 日

名古屋市長 様

(申請者)
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で利子補給金の交付決定のあった名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給制度について、下記のとおり変更したので、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給申請制度要綱第 1 1 条の規定により申請します。

記

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 変更内容

変 更 前	変 更 後	変 更 事 由 発 生 日

3 変更理由

備考

- 1 変更のあった事項のみ記載してください。
- 2 変更内容については、変更前及び変更後の欄に、その内容が対比できるように記載してください。

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金交付申請事項変更決定通知書

年 月 日付け第 号で利子補給金の交付決定のあった申請内容について、
年 月 日付変更申請書に基づき、下記のとおり変更を行うので、名古屋市グリーンリ
フォームローンS融資利子補給制度要綱第12条の規定により通知します。

1 対象物件		
所 在 地	名古屋市	
2 変更内容		
利 子 補 給 期 間	変 更 前	年 月から 年 月まで
	変 更 後	年 月から 年 月まで
利 子 補 給 金 額	変 更 前	
	変 更 後	
そ の 他	変 更 前	
	変 更 後	

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給実績報告書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で利子補給金の交付決定のあった利子補給について、
名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給制度要綱第 1 3 条の規定により下記の
とおり報告します。

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 実績報告

年 間 利 子 支 払 額	金 円
利 子 支 払 期 間	年 月 ～ 年 月

3 添付書類

- ・返済したことが確認できる通帳の写し等の書類
- ・償還予定表の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定を行った名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給金については、年 月 日付実績報告書に基づき、下記のとおり利子補給額の確定を行いましたので、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資利子補給制度要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

1 確定交付金額（利子補給金額）

金 円

2 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

第9号様式（第15条関係）

名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給金請求書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

金額確定通知書で通知のあった利子補給金額について、名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給制度要綱第15条の規定により請求します。

1 請求金額

金 円

2 振込先口座

金 融 機 関 名	（金融機関コード： ）
本 ・ 支 店 名	
口 座 種 別	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 4. その他
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
口 座 名 義 人 フ リ ガ ナ	
口 座 振 替 登 録 番 号	

3 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------